

○西川町住宅建築支援事業補助金交付規程

(平成23年3月31日告示第13号)

改正 平成24年3月27日告示第10号 平成24年6月8日告示第23号

(目的)

第1条 町長は、町内の住宅建築の促進による住環境の整備、関連業界の振興、消費需要の拡大、景気浮揚及び定住促進を図るため、町内に住宅等を建築する者に対し、西川町補助金等の適正化に関する規則(昭和40年町規則第2号。以下「規則」という。)及びこの規程の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象工事)

第2条 補助金の交付の対象となる工事は、次に掲げるとおりとする。ただし、町が実施する他の制度により補助を受けた部分の工事に係る経費は除く。

- (1) 自ら居住するための木造住宅及び木造併用住宅(以下「住宅」という。)の新築工事(町内に新築する場合に限る。以下同じ。)で、その経費が1戸当たり500万円以上のもの
 - (2) 既存の住宅の全部又は一部の増改築工事並びに修繕、補修、模様替え及び更新等(以下「増改築工事等」という。)で、その経費が1戸当たり30万円以上のもの
 - (3) 自ら使用するための木造の車庫及び物置等(以下「付属建物」という。)の新築工事並びに既存の付属建物の増改築工事等で、その経費が1戸当たり30万円以上のもの
 - (4) 西川町耐震診断士派遣事業による耐震診断並びに建築士が実施する木造住宅一般診断法及び精密診断法による調査診断(以下「耐震診断」という。)の結果が評点0.7未満の自らが居住する木造住宅の改修工事で、工事後の評点が0.7以上となる改修工事(以下「耐震改修」という。)
- 2 前項各号に掲げる工事に伴う既存の住宅及び付属建物の全部又は一部を除却する工事は、補助金交付の対象に含むものとする。
- 3 第1項各号に掲げる工事であっても、併用住宅の事業用部分のみの工事は、補助金交付の対象としない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助申請時において、町内に住所及び居住する住宅を有する者ただし、町内に住所及び居住する住宅を有しない場合は、補助金申請年度の3月31日までに町内に転入し、かつ、居住する者
- (2) 町内に事務所を有する建築、建設業者等の施工により前条に掲げる補助対象工事を行う者
- (3) 町税等に滞納がない者
- (4) この規程で補助金の交付を受けていない世帯

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅の新築工事 対象経費(保険金等の支払があった場合は、当該保険金等の額を控除した額。以下同じ。)の10パーセント以内の額又は80万円のいずれか低い額
- (2) 既存の住宅の増改築工事等並びに付属建物の新築工事及び既存の付属建物の増改築工事等 対象経費の10パーセント以内の額又は50万円のいずれか低い額

- (3) 前号の規定にかかわらず、木造住宅の耐震改修工事を実施した場合の補助金の額は、耐震改修に要する費用の4分の1の額又は60万円のいずれか低い額に、リフォーム等工事に要する費用から耐震改修に要する費用を差し引いた額の10分の1の額（上限50万円）を加えた額とする。
- 2 町内に事務所を有する製材業者から西山材、県産材又は国産材を20万円以上購入した場合は、木材製品の20パーセント以内の額又は30万円のいずれか低い額を前項の補助金に加算する。
- 3 雪に配慮した新築工事及び増改築工事等である場合は、第1項の補助金に10万円を加算する。
- 4 補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
(補助金の交付申請)
- 第5条 交付申請書の様式は、規則第5条の規定にかかわらず、西川町住宅建築支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)によるものとする。
- 2 申請書は、当該申請に係る新築工事及び増改築工事等に着手する前に町長に提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 補助対象工事に係る見積書の写し
 - (2) 補助対象工事に係る工事図面
 - (3) 補助対象工事に係る請負契約書の写し
 - (4) 着工前写真
 - (5) 木材製品の見積書の写し(第4条第2項の補助金を受ける者に限る。)
 - (6) 資金計画書(様式第4号)
 - (7) その他町長が必要と認める書類
(工事の内容変更等の承認)
- 第6条 規則第7条第1項第1号の規定により新築工事及び増改築工事等の変更又は中止について承認を受けようとする者は、西川町住宅建築支援事業補助金交付変更(取下げ)申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。
- 2 規則第7条第1項第1号アに規定する軽微な変更とは、補助金の額の増額をしない工事費等の変更の場合とする。
(工事完了報告)
- 第7条 実績報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、西川町住宅建築支援事業工事完了報告書(様式第3号。以下「完了報告書」という。)によるものとする。
- 2 完了報告書は、工事が完了した日から20日を経過した日又は申請年度の3月10日のいずれか早い日までに町長に提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 補助対象工事に要した費用に係る領収書の写し
 - (2) 補助対象工事の施工写真(工事中及び工事完了後)
 - (3) 木材製品納入書及び領収書の写し(第4条第2項の補助金を受ける者に限る。)
 - (4) その他町長が必要と認める書類
(審査)
- 第8条 この規程による補助金の交付に関する審査を行うため、西川町住宅建築支援事業補助金審査会(以下「審査会」という。)を置き、次の者をもって組織する。
- (1) 副町長
 - (2) 総務課長

- (3) 産業振興課長
 - (4) 健康福祉課長
 - (5) 建設水道課長
- 2 審査会に委員長を置き、副町長をもって充てる。
(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 町長は、交付対象者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
(この規程の失効)
- 2 この規程は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成24年3月27日告示第10号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月8日告示第23号)

この規程は、平成24年6月8日から施行する。

様式第1号

西川町住宅建築支援事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号

西川町住宅建築支援事業補助金交付変更(取下げ)申請書

[別紙参照]

様式第3号

西川町住宅建築支援事業工事完了報告書

[別紙参照]

様式第4号

資金計画書

[別紙参照]